

証券取引等監視委員会による 無登録業者等に対する取組みについて

証券取引等監視委員会事務局証券検査課課長補佐 川上浩司

1 証券取引等監視委員会による無登録業者等に対する取組み

金融商品取引法（以下「金商法」といいます）上の登録を受けていない業者（以下「無登録業者」といいます）等が金融商品取引業として詐欺的な投資勧誘等を行った場合には、当該登録を受けた証券会社や投資運用業者等とは異なり、行政（金融庁や財務省地方財務局等）の監督権限が及ばず、投資者保護規定に基づく処分等の対応を行うことが困難な状況にあります。無登録業者等によるファンド等の販売等による投資者被害は後を絶ちません。

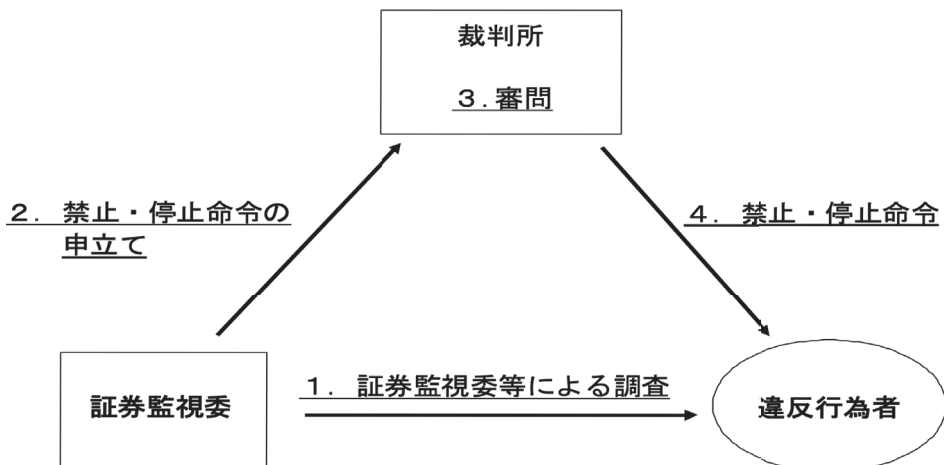
このような行為の横行を放置しておけば、投資者保護の観点から問題であることはもちろんのこと、「投資」という行為自体に対する国民一般の認識が悪化する結果を招きかね

ず、ひいては金融商品への投資を通じた経済への成長マネーの供給や国民の資産形成への阻害要因ともなりかねません。

このため、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」といいます）は、金商法第192条第1項に基づく無登録業者等による金商法違反行為の禁止・停止命令に係る裁判所への申立て（以下「192条申立て」といいます）、及びこれを行うために必要な金商法第187条に基づく調査（以下「187条調査」といいます）を行っています。

192条申立ての制度は、証券監視委からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる

金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て



(図表) 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て件数

年度	2010~ 2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	累計
件数	14	3	1	2	2	3	1	1	2	29

(注) 適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分権限の導入(2016年3月)以前において、同者に対する裁判所への禁止命令等の申立て件数が含まれていることに留意。

というものです。2008年の金商法改正により、金融庁長官から証券監視委に192条申立て及び187条調査の権限が委任され、2010年には財務省財務局長等に委任することも可能となりました。証券監視委は、金融庁・財務省地方財務局等や捜査当局等とも連携し、無登録業者等に関する情報収集・分析を精力的に進め、2010年度に初めて192条申立てを行い、以降も同制度の活用を図ってきた結果、これまでに29件の192条申立てを行ってきたところ(上記図表参照)。

2 最近の192条申立て事例

最近では、2022年12月9日に、Mt.light (MTL) の代表者1名に係る192条申立てを行いました。

この事案においては、Mt.light (なおMt.lightと称していますが、実体となる法人は、マレーシア連邦直轄領ラブアン籍のOS-Laugh Marketing Ltd.) の代表者が、無登録で一般投資家との間での店頭デリバティブ取引(FX取引で運用すると説明)を業として行っている事実が認められています。

こうした行為は金商法上の「第一種金融商品取引業」に該当することから、無登録でこれを行うことは金商法第29条に違反し、同時に、当該代表者はこうした金商法違反行為を今後とも行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がありました。このため、証券監視委は、東京地方裁判所に対し、当該代表者を被申立人として当該金商法違反行為の禁止及び停止を命ずるよう申立

てを行いました。

また、当該代表者は、FX取引を行う顧客を獲得するため、複数の勧誘代理店を利用し勧誘行為を行っており、その結果少なくとも延べ1950名の一般投資家に対し、85億円を超える証拠金を当該代表者のみが業務執行社員となっている合同会社名義の銀行口座に入金させている事実も認められたことから、裁判所への申立てと同時に顧客及び一般投資家への注意喚起も実施しました。

「Mt.light (MTL) の代表者1名による金融商品取引法違反行為に係る裁判所の禁止及び停止命令の発令について」

https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2023/2023/20230228-2.html

証券監視委としましては、今後とも、無登録業者等による金商法違反行為に対して、187条調査の権限を適切に活用し、金商法違反行為や投資者保護上問題のある行為の抑止に努めてまいりたいと考えております。証券監視委では、活動状況を証券監視委ウェブサイトにて公表しておりますので、是非ともご覧ください。

※文中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

■証券監視委ウェブサイト

<https://www.fsa.go.jp/sesc/index.html>

■証券監視委では、最近の取組みや問題意識などについて、市場へのメッセージを掲載しています。

<https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.html>